

岡山県における退職管理の 適正確保について

～地方公務員法の改正に伴う対応～

《人事委員会通知掲載版》

岡山県総務部人事課



1 元職員による働きかけの規制(第38条の2関係)

- 1 離職後に営利企業等に再就職した元職員 (=再就職者)は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務について、離職前5年間の職務に関するものについて、離職後2年間、職務上の行為をする(しない)ように、要求又は依頼すること(=働きかけ)が禁止される。
- 2 在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や規制される期間が異なる。(3, 4ページ参照)
- 3 規制に違反した元職員には、過料又は刑罰が科せられる。また、元職員から働きかけを受けた職員は、人事委員会にその旨を届け出る義務がある。

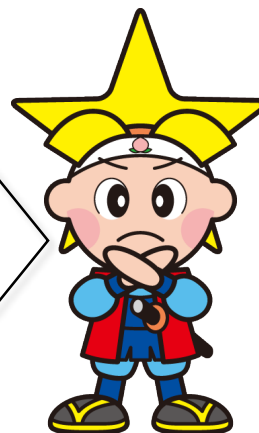
《働きかけの規制の基本型》

営利企業等に 再就職した元職員

営利企業に
再就職した元職員

非営利法人に
再就職した元職員

離職後2年間に、契約
等事務であって離職前
5年間の職務に関する
働きかけをすること



現職職員

元職員が離職前
5年間に在職し
ていた執行機関
の組織等の職員



(参考)用語について①

○営利企業等

- ・営利企業及び非営利法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）のことで、公益法人、一般法人、NPO法人等も営利企業等に含まれる。

○職員

- ・一般職の地方公務員（特別職の非常勤職員、臨時的任用職員、条件付採用期間中の者を除く。） ※再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用職員）、任期付職員も「職員」に含まれる。

○地方公共団体の執行機関の組織等

- ・再就職者による働きかけが禁止される職員の範囲を確定するための組織上の単位（グループ）。
- ・具体的には、知事部局、警察本部・警察署、教育委員会・学校のようにグループ分けされる。

○子法人

- ・営利企業等が株主等の議決権の過半数を保有する法人をいう。

○契約等事務

- ①再就職者が在籍している営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間で締結される契約
- ②当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務のこと

○要求又は依頼

- ・契約等事務に関して、作為又は不作為を求める行為だけでなく、公開されていない事項に関する質問も規制の対象となる。

2 在職中のポストや職務内容による規制範囲の違い

規制の主体	禁止される働きかけの内容	根拠規定	規制期間
すべての再就職者	離職前5年間の職務に関する現職職員への働きかけ	(地公法) 第38条の2第1項	離職後 2年間
	在職中に自らが決定した※1契約・処分 (離職前5年よりも前のものも含む。)に 関する現職職員への働きかけ	(地公法) 第38条の2第5項	期間の 定めなし
<u>地方公共団体の直近 下位の内部組織の長に 就いていた再就職者</u>	<u>離職前5年より前に直近下位の内部組織 の長の職に就いていたときの職務に関する現 職職員への働きかけ</u>	(地公法) 第38条の2第4項	離職後 2年間
上記に準ずる職に就いて いた再就職者		県人事委員会規則	
<u>国の部課長級相当職 に就いていた再就職者</u>	<u>離職前5年より前に国の部課長級相当職 に就いていたときの職務に関する現職職員 への働きかけ</u>	(地公法) 第38条の2第8項	離職後 2年間
		県条例及び 県人事委員会規則	

※1:「自ら決定した」とは、最終決裁権者となった場合等をいう。

(参考)在職中のポストの種類と具体的な職について

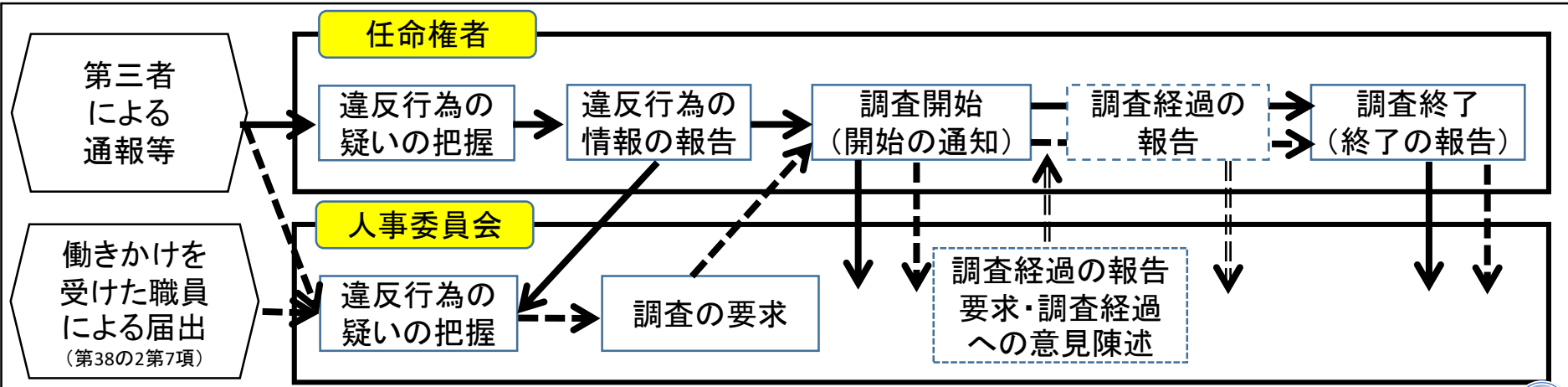
在職中のポストの種類	具体的な職
<u>地方公共団体の直近下位の内部組織の長</u> に就いていた再就職者	危機管理監、総合政策局長、本庁各部長、出納局長
上記に <u>準ずる職</u> に就いていた再就職者	知事室長、都市局長、県民局長、議会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長（R5.3.31時点）
<u>国の部課長級相当職</u> に就いていた再就職者	・本庁の行政職 8 級相当以上の職にある者（次長、監、参与、労働委員会事務局長、企業局長、議会事務局次長） ・本庁の行政職 7・6 級相当の職にある者のうち課室長の職にある者 (<ul style="list-style-type: none">・本庁課室長・議会事務局課長・企業局本局次長、参与、課室長・労働委員会次長・人事委員会次長・監査事務局次長、課長)

3 働きかけ規制違反に関する監視(第38条の3～第38条の5関係)

◎ 監視の仕組み

項目	内容
任命権者の報告(通知)義務	任命権者は、違反行為の疑いを把握したとき、違反行為に関して調査を開始するとき及び当該調査が終了したときは、人事委員会に報告(通知)しなければならない。
調査の要求	人事委員会は、違反行為があると思料するときは、任命権者に対して、調査を行うよう求めることができる。
調査経過の報告要求・意見陳述	人事委員会は、任命権者が行う調査の経過について、報告を求め又は意見を求めることができる。

◎ 規制違反に係る調査の流れ



4 再就職情報の届出(第38条の6第2項関係)

地方公共団体は、元職員による働きかけ規制の円滑な実施及び退職管理の適正確保に必要と認められる措置を講ずるために必要なときは、条例で元職員に対し、再就職情報の届出を義務付けることができる。

➡ 本県では、「職員の退職管理に関する条例」及び「職員の退職管理に関する人事委員会規則」により、再就職情報の届出に関する事項を規定

① 届出が必要な対象者

在職時に行政職6級相当以上であった者

※いわゆる「役職定年制」により、離職時に行政職5級相当であった場合も届出が必要。

② 届出が必要となる場合

離職後に、営利企業以外の法人・団体（報酬を得る場合のみ） 又は営利企業の地位に就いた者

※働きかけ規制の対象となる営利企業等に加えて、国や地方公共団体等への再就職（割愛採用を除く）も対象となる。

③ 届出が必要な期間

離職後2年間

④ 届出事項

①氏名、②生年月日、③離職時の職、④離職日、⑤再就職日、⑥再就職先の名称、⑦再就職先の業務内容、⑧再就職先の地位

⑤ 届出の手續・様式

人事委員会が定める様式（別添P.24）

⑥ 届出不要の場合

①日々雇用、②割愛により他の地方公共団体等の職員となった者、③再任用職員、④営利企業以外の法人その他団体の地位に就いたもの（一定の報酬以下（103万円）の場合）

5 退職管理の適正確保に必要と認められる措置(第38条の6第1項関係)

地方公共団体は、①国家公務員法の退職管理の規定の趣旨及び②職員の再就職の状況を勘案して、退職管理の適正確保に必要と認められる措置を講ずるものとされている。

➡ 本県では、「職員の退職管理に関する条例」及び「職員の退職管理に関する人事委員会規則」により、以下①～⑤の退職管理の適正確保に必要な措置を規定

① 再就職状況の公表

前述の「4 再就職情報の届出」により、届け出された事項について、毎年8月1日を基準日として取りまとめ、速やかに公表

《公表項目》

- ①元職員の氏名、②離職時の年齢、③離職時の職名、④離職年月日、⑤再就職（予定）年月日、⑥再就職先の名称、⑦再就職先の業務内容、⑧再就職先における地位

② 職員が他の職員又は元職員の再就職をあっせんすることの規制

・原則禁止。

・ただし、次の人事委員会の定める要件を満たした「再就職支援組織」が行う場合は、この限りではない。

《人事委員会要件》

- ①合議により意思決定、②再就職をあっせんすることを条件に早期退職を求めていること、③再就職の期間及び再度の再就職について制限を設定すること など

③ 職員が在職中に自らの職務と利害関係のある企業等に求職活動することの規制

・原則禁止。

・ただし、人事委員会の定める要件を満たす場合は、この限りではない。

《人事委員会要件》

- ①再就職支援組織を経由する求職活動（県政運営上の必要等、当該職員を特定の利害関係企業等※への再就職のあっせんを行うための相当の理由がある場合に限定）
- ②職員に対し、利害関係企業等から一方的に再就職を求められた場合において、単にそれを承諾したのみの場合
- ③行政職 3 級相当職以下の職員が求職活動する場合

※「利害関係企業等」については、次ページを参照

④ 在職中に退職後の再就職が内定した場合の届出

再就職支援組織を経由した場合は、届出は不要です。

・職員は、再就職を約束した日から概ね 1 週間以内に届出が必要

・届出を受けた任命権者は、公務の適正を確保すべき措置（再就職先に直接携わる業務に就かせない等）を講ずる
《届出項目》

- ①職員の氏名、②生年月日、③職名、④再就職を約束した日、⑤離職予定年月日、⑥再就職予定年月日、⑦再就職先の名称、⑧再就職先の業務内容、⑨再就職先における地位、⑩再就職先の業務と現在の職員の業務との関連性

⑤ その他

・以下の報告項目について、年度単位で取りまとめ、翌年度中に速やかに人事委員会へ報告
《報告項目》

- ①再就職の届出の状況、②在職中の再就職の内定に係る届出の状況、③再就職支援組織の活動状況

(参考)用語について②

- 利害関係企業等：職員が職務として携わる次の事務の相手方となる営利企業等
- ① 許認可等を受けて事務を行っている、又は許認可等を申請（しよう）している営利企業等
 - ② 補助金等の交付を受けて事業を行っている、又は補助金等の交付を申請（しよう）している営利企業等
 - ③ 検査等（立入検査、監査又は監察）を受けている、又は受けようとしている営利企業等
 - ④ 不利益処分をしようとする場合に名宛人となるべき営利企業等
 - ⑤ 行政指導により一定の作為・不作為を求められている営利企業等
 - ⑥ 契約（電気・ガス・水道等を除く。）を締結している、又は契約の申し込みを（しよう）している営利企業等
 - ⑦ 犯罪の捜査又は公訴の提起を受けている、又は刑の執行を受ける営利企業等



6 退職管理に係る規制違反に対する制裁措置

	規制違反の内容	制裁措置
元職員による働きかけ	<u>元職員</u> が現職職員に対して、働きかけをした場合※ (※不正な行為をするよう働きかけた場合を除く)	10万円以下の過料 (第64条)
	<u>元職員</u> が現職職員に対して、 <u>不正な行為</u> をするように働きかけた場合	1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金 (第60条第4号から第7号まで)
	<u>職員</u> が元職員の働きかけに応じて <u>不正な行為</u> を行った場合	1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金 (第60条第8号)
	<u>職員</u> が元職員から働きかけを受けた事実を人事委員会へ届け出なかった場合	懲戒処分の対象 (第38条の2第7項違反)
あ 再就職 あ 再就職 あ 再就職	<u>職員</u> が <u>不正な行為をすること等</u> の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることを要求・依頼した場合	3年以下の懲役 (第63条第1号及び第2号)
求職活動	<u>職員</u> が <u>不正な行為をすること等</u> の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業等の地位に就くことを要求し、又は約束した場合	3年以下の懲役 (第63条第1号及び第2号)

(参考)地方公務員法(抜粋)①

第六節の二 退職管理

(再就職者による依頼等の規制)

- 第三十八条の二 職員(臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員(短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下この節、第六十条及び第六十三条において同じ。)であつた者であつて離職後に営利企業等(営利企業及び営利企業以外の法人(国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。))をいう。以下同じ。)の地位に就いている者(退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。以下「再就職者」という。)は、離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織(当該執行機関(当該執行機関の附属機関を含む。))の補助機関及び当該執行機関の管理に属する機関の総体をいう。第三十八条の七において同じ。)若しくは議会の事務局(事務局を置かない場合には、これに準ずる組織。同条において同じ。)若しくは特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体の執行機関の組織等」という。)の職員若しくは特定地方独立行政法人の役員(以下「役職員」という。)又はこれらに類する者として人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則。以下この条(第七項を除く。))、第三十八条の七、第六十条及び第六十四条において同じ。)で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と当該営利企業等若しくはその子法人(国家公務員法第百六条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。))との間で締結される売買、貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法(平成五年法律第八十八号)第二条第二号に規定する処分に関する事務(以下「契約等事務」という。)であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。
- 2 前項の「退職手当通算法人」とは、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人その他その業務が地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。))に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定められており、かつ、当該地方公共団体の条例において、当該法人の役員又は当該法人に使用される者として在職した後引き続き再び職員となつた者の当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間を当該職員となつた者の職員としての勤続期間に通算することと定められている法人に限る。)をいう。
- 3 第一項の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き退職手当通算法人(前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。)の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続き選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものをいう。

- 4 第一項の規定によるもののほか、再就職者のうち、地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務(当該職に就いていたときの職務に限る。)に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。
- 5 第一項及び前項の規定によるもののほか、再就職者は、在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と営利企業等(当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。)若しくはその子法人との間の契約であつて当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人においてその締結について自らが決定したもの又は当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。
- 6 第一項及び前二項の規定(第八項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。)は、次に掲げる場合には適用しない。
- 一 試験、検査、検定その他の行政上の事務であつて、法律の規定に基づく行政庁による指定若しくは登録その他の処分(以下「指定等」という。)を受けた者が行う当該指定等に係るもの若しくは行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合、又は地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものを行うために必要な場合
 - 二 行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として人事委員会規則で定める場合
 - 三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合
 - 四 地方自治法第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続又は特定地方独立行政法人が公告して申込みをさせることによる競争の手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合
 - 五 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合(一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示しよう求める場合を除く。)
 - 六 再就職者が役職員(これに類する者を含む。以下この号において同じ。)に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として人事委員会規則で定める場合において、人事委員会規則で定める手続により任命権者の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合

7 職員は、前項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項、第四項又は第五項の規定（次項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）により禁止される要求又は依頼を受けたとき（地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第一項、第四項又は第五項の規定（同条において準用する次項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。）は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。

8 地方公共団体は、その組織の規模その他の事情に照らして必要があると認めるときは、再就職者のうち、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者について、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないことを条例により定めることができる。

（違反行為の疑いに係る任命権者の報告）

第三十八条の三 任命権者は、職員又は職員であつた者に前条の規定（同条第八項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）に違反する行為（以下「規制違反行為」という。）を行った疑いがあると思料するときは、その旨を人事委員会又は公平委員会に報告しなければならない。

（任命権者による調査）

第三十八条の四 任命権者は、職員又は職員であつた者に規制違反行為を行った疑いがあると思料して当該規制違反行為に関して調査を行おうとするときは、人事委員会又は公平委員会にその旨を通知しなければならない。

2 人事委員会又は公平委員会は、任命権者が行う前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べるることができる。

3 任命権者は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、人事委員会又は公平委員会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。

（任命権者に対する調査の要求等）

第三十八条の五 人事委員会又は公平委員会は、第三十八条の二第七項の届出、第三十八条の三の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に規制違反行為を行った疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該規制違反行為に関する調査を行うよう求めることができる。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により行われる調査について準用する。

（地方公共団体の講ずる措置）

第三十八条の六 地方公共団体は、国家公務員法中退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、第三十八条の二の規定の円滑な実施を図り、又は前項の規定による措置を講ずるため必要と認めるときは、条例で定めるところにより、職員であつた者で条例で定めるものが、条例で定める法人の役員その他の地位であつて条例で定めるものに就こうとする場合又は就いた場合には、離職後条例で定める期間、条例で定める事項を条例で定める者に届け出させることができる。

（廃置分合に係る特例）

第三十八条の七 職員であつた者が在職していた地方公共団体（この条の規定により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体とみなされる地方公共団体を含む。）の廃置分合により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体（以下この条において「元在職団体」という。）の事務が他の地方公共団体に承継された場合には、当該他の地方公共団体を当該元在職団体と、当該他の地方公共団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局で当該元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局に相当するものの職員又はこれに類する者として当該他の地方公共団体の人事委員会規則で定めるものを当該元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局の職員又はこれに類する者として当該元在職団体の人事委員会規則で定めるものと、それぞれみなして、第三十八条の二から前条までの規定（第三十八条の二第八項の規定に基づく条例が定められているときは当該条例の規定を含み、これらの規定に係る罰則を含む。）並びに第六十条第四号から第八号まで及び第六十三条の規定を適用する。

（罰則）

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～三 略

四 離職後二年を経過するまでの間に、離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

五 地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者であつて、離職後二年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

六 在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と営利企業等（再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人においてその締結について自らが決定したものの又は当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者

七 国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者であつて、離職後二年を経過するまでの間に、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した再就職者（第三十八条の二第八項の規定に基づき条例を定めている地方公共団体の再就職者に限る。）

八 第四号から前号までに掲げる再就職者から要求又は依頼（地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第四号から前号までに掲げる要求又は依頼を含む。）を受けた職員であつて、当該要求又は依頼を受けたことを理由として、職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた者

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

一 職務上不正な行為（当該職務上不正な行為が、営利企業等に対し、他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、若しくは当該役職員若しくは役職員であつた者を当該地位に就かせることを要求し、若しくは依頼する行為、又は営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、若しくは当該地位に就くことを要求し、若しくは約束する行為である場合における当該職務上不正な行為を除く。次号において同じ。）をすること若しくはしたこと、又は相当の行為をしないこと若しくはしなかつたことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

二 職務に関し、他の役職員に職務上不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、若しくは唆すこと、又は要求し、依頼し、若しくは唆したことに関し、営利企業等に対し、離職後に当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就くこと、又は他の役職員をその離職後に、若しくは役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、又は約束した職員

三 前号（地方独立行政法人法第五十条の二において準用する場合を含む。）の不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、依頼し、又は唆した行為の相手方であつて、同号（同条において準用する場合を含む。）の要求又は約束があつたことの情を知つて職務上不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつた職員

第六十四条 第三十八条の二第一項、第四項又は第五項の規定（同条第八項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）に違反して、役職員又はこれらの規定に規定する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼した者（不正な行為をするように、又は相当の行為をしないように要求し、又は依頼した者を除く。）は、十万円以下の過料に処する。

第六十五条 第三十八条の六第二項の条例には、これに違反した者に対し、十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(参考)退職管理条例等①

◎職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三十八条の二第八項及び第三十八条の六の規定により、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第二条 法第三十八条の二第一項に規定する再就職者のうち、国家行政組織法（昭和三十二年法律第二十号）第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた法第三十八条の二第一項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、同項に規定する契約等事務であって離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていた時の職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第三条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者（法第三十八条の二第三項に規定する退職手当通算予定職員であった者であって引き続き同条第二項に規定する退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後二年間、営利企業（法第三十八条第一項に規定する営利企業をいう。以下同じ。）以外の事業の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に氏名、離職した職、離職した日その他人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

(人事委員会規則への委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、職員の退職管理の適正を確保するために講ずる措置に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

◎職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第三十八条の二及び第六十条第四号から第七号まで並びに職員の退職管理に関する条例（平成二十八年岡山県条例第六号。以下「条例」という。）第三条及び第四条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第二条 法第三十八条の二第一項の離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前五年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する地方公共団体の執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(子法人)

第三条 法第三十八条の二第一項の国家公務員法（昭和三十二年法律第二十号）第六十条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等（法第三十八条の二第一項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の百分の五十を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第四条 法第三十八条の二第二項の人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

- 一 地方住宅供給公社法（昭和三十四年法律第二百二十四号）に規定する地方住宅供給公社
- 二 地方道路公社法（昭和三十五年法律第八十二号）に規定する地方道路公社
- 三 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和三十七年法律第六十六号）に規定する土地開発公社
- 四 沖縄振興開発金融公庫
- 五 国家公務員退職手当法施行令（昭和三十八年政令第二百十五号）第九条の二各号に掲げる法人

(退職手当通算予定職員)

第五条 法第三十八条の二第三項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に岡山県職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年岡山県条例第八号)の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

第六条 法第三十八条の二第四項の地方自治法第五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、別表の上欄に掲げる組織に置かれた同表の下欄に掲げる職とする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第七条 法第三十八条の二第四項の地方自治法第五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条に定める職(以下「内部組織の長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する地方公共団体の執行機関の組織等(当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第八条 法第三十八条の二第五項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する地方公共団体の執行機関の組織等(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

第九条 法第三十八条の二第六項第一号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、地方独立行政法人及び第四条各号に掲げる法人が行う業務とする。

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第十条 法第三十八条の二第六項第二号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第十一条 法第三十八条の二第六項第六号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手続)

第十二条 法第三十八条の二第六項第六号の承認(以下この条において「依頼等の承認」という。)を得ようとする再就職者は、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

一 氏名

二 生年月日

三 離職時の職

四 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称

五 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容

六 離職前五年間(再就職者が内部組織の長等の職又は第十四条に定める職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間を含む。)の在職状況及び職務内容

七 当該依頼等の承認の申請に係る職員の氏名、職及びその職務内容

八 当該依頼等の承認の申請に係る法第三十八条の二第六項第六号の要求又は依頼の対象となる契約等事務(法第三十八条の二第一項に規定する契約等事務をいう。)

九 当該依頼等の承認の申請に係る法第三十八条の二第六項第六号の要求又は依頼の内容

十 その他参考となるべき事項

(再就職者による依頼等の届出の手続)

第十三条 法第三十八条の二第七項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼(以下この条において「依頼等」という。)を受けた後遅滞なく、人事委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を人事委員会に提出して行うものとする。

一 氏名

二 生年月日

三 職

四 依頼等をした再就職者の氏名

五 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位

六 依頼等が行われた日時

七 依頼等の内容

(部長又は課長に相当する職)

第十四条 法第三十八条の二第八項の国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、内部組織の長等の職を除き、次に掲げる職とする。

- 一 岡山県行政組織規則(昭和四十一年岡山県規則第三十二号)第六十四条の三から第六十六条の二まで及び第六十七条から第六十八条の九までに定める職並びに管理職手当に関する規則(昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号)別表第一に掲げる区分三種の参与
 - 二 岡山県警察組織規則(昭和二十九年岡山県公安委員会規則第一号)第三条第六項に規定する部長(地方警務官(警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)第五十六条第一項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。))を除く。)、総務統括官、組織犯罪対策統括官、統括参事官、運転免許センター長、参事官、会計監査官、課長、所長及び隊長、同規則第四十三条に規定する警察学校の長並びに岡山県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和二十九年岡山県条例第六十四号)別表に掲げる警察署の長
 - 三 岡山県教育委員会職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年岡山県教育委員会規則第十号)第二条第一項第一号に規定する教育庁に置かれる教育次長、学校教育推進監、参与、課長及び室長
 - 四 岡山県労働委員会事務局の組織及び事務処理に関する規則(昭和三十一年岡山県規則第四十七号)第四条に規定する事務局長及び事務局次長
 - 五 岡山県議会事務局組織規程(昭和四十一年四月一日制定)第四条に規定する次長及び課長
 - 六 岡山県人事委員会事務局の組織に関する規則(昭和三十八年岡山県人事委員会規則第十一号)第四条に規定する次長
 - 七 岡山県監査事務局組織規程(昭和三十九年岡山県監査委員訓令第一号)第四条に規定する次長及び課長
 - 八 岡山県企業局組織規程(昭和五十三年岡山県企業管理規程第一号)第七条から第十二条までに規定する職のうち局長、次長、参与、課長及び室長(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)
- 第十五条 法第三十八条の二第八項の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職(以下この条において「部課長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の五年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する地方公共団体の執行機関の組織等(当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第十六条 法第六十条第四号に規定する離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第二条に定めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

第十七条 法第六十条第五号の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって人事委員会規則で定めるものは、第六条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第十八条 法第六十条第五号の地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第七条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第十九条 法第六十条第六号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第八条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第二十条 法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第十四条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第二十一条 法第六十条第七号の国家行政組織法第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第十五条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第二十二条 条例第三条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- 一 管理職手当に関する規則(昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号)別表第一に定める職(警察の項及び教育委員会の項(副校長、教頭、事務参事及び学校栄養参事並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条及び第二条に規定する職員である校長に限る。))を除く。
- 二 第十四条第二号に定める職(特定地方警務官(警察法第五十六条の二第一項に規定する特定地方警務官をいう。以下同じ。))が就いている職を除く。
- 三 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の額及び支給方法に関する規程(昭和二十九年岡山県當電氣事業管理規程第四号)第三条第一項に規定する表に定める職

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第二十三条 条例第三条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- 二 法第二十二條の四第一項の規定により職員として採用された場合
- 三 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であつて、人事委員会が定める額以下の報酬を得る場合

(任命権者への再就職の届出)

第二十四条 条例第三条の規定による届出をしようとする者は、人事委員会が定める様式に従い、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。

2 条例第三条の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 離職時の職
- 四 離職日
- 五 再就職日
- 六 再就職先の名称
- 七 再就職先の業務内容
- 八 再就職先における地位

(他の職員についての依頼等の規制)

第二十五条 職員は、営利企業等に対し、他の職員(当該職員が離職後に限る。)又は職員であつた者を、当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを目的として、当該職員又は職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該職員又は職員であつた者を当該営利企業等又はその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。

2 前項の規定は、人事委員会の定める要件を満たす組織が行う場合には適用しない。

(在職中の求職の規制)

第二十六条 職員(地方警務官を除く。次条において同じ。)は、利害関係企業等(営利企業等のうち職員の職務に利害関係を有するものとして人事委員会が定めるものをいう。以下同じ。)に対し、離職後に当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。

2 前項の規定は、前条第二項の組織が行う場合その他人事委員会が定める場合には適用しない。

(任命権者への届出)

第二十七条 職員(退職手当通算予定職員を除く。)は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、人事委員会の定めるところにより任命権者に届出をしなければならない。

2 前項の規定による届出を受けた任命権者は、公務遂行上、必要と認められる措置を講ずるものとする。

(人事委員会への報告)

第二十八条 任命権者は、第二十四条及び前条に定める届出の状況その他人事委員会が定める事項について、人事委員会が定めるところにより報告しなければならない。

(再就職状況の公表)

第二十九条 条例第三条の規定による届出を受けた任命権者は、人事委員会の定めるところにより公表しなければならない。

別表

組 織	職
知事部局	知事室長、都市局長、県民局長
警察本部	部長、首席監察官、警察署長(いずれの職も特定地方警務官が就いている場合に限る。)
議会事務局	事務局長
人事委員会事務局	事務局長
監査委員事務局	事務局長

(参考)職員の退職管理の運用について(H28.3.22人事委通知)

岡人委第304号
平成28年3月22日

各任命権者 殿

岡山県人事委員会
委員長 森 義郎

職員の退職管理の運用について（通知）

このことについて、次のとおり定めたので、平成28年4月1日以降はこれによってください。

記

第1 再就職者による依頼等の規制関係（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2関係）

1 再就職者による依頼等の規制の適用除外関係（職員の退職管理に関する規則（平成28年岡山県人事委員会規則第5号。以下「規則」という。）第11条及び第12条関係）

- (1) 電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものは、日本放送協会による放送の役務の給付とする。
- (2) 承認を得ようとする再就職者が任命権者に提出する人事委員会が定める申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 依頼等の届出の手続関係（規則第13条関係）

働きかけを受けた職員が人事委員会に提出する人事委員会が定める書面の様式は、様式第2号のとおりとする。

第2 人事委員会による監視関係（法第38条の3及び第38条の4関係）

1 任命権者の報告関係（法第38条の3関係）

規制違反行為の疑いがあると思料する場合に任命権者が人事委員会に報告する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項
ア 職員が規制違反行為（法第38条の3に規定する規制違反行為をいう。以下同じ。）を行った疑いがある場合

当該職員の氏名、所属及び職

イ 再就職者が規制違反行為を行った疑いがある場合

当該再就職者の氏名、離職時に勤務していた所属、離職時の職及び離職日、当該行為時にその地位に就いていた営利企業等の名称、当該営利企業等における地位及び業務内容並びに当該再就職者から当該行為を受けた職員の氏名、当該行為を受けた時に勤務していた所属、当該行為を受けた時の職及び職務内容

- (2) 規制違反行為の疑いがある行為の内容
- (3) 規制違反行為の疑いがあると思料するに至った理由及び経緯

2 任命権者による調査関係（法第38条の4関係）

規制違反行為の疑いがあると思料して、任命権者が調査を行おうとするときに人事委員会に通知する事項は、1に定める事項のほか、次に掲げる事項とする。

- (1) 調査開始の予定時期
- (2) 実施を予定している調査の概要

第3 地方公共団体が講ずる措置関係（法第38条の6関係）

1 他の職員についての依頼等の規制の適用除外関係（規則第25条関係）

規則第25条第2項に規定する人事委員会の定める要件を満たす組織とは、県職員の経験、知識、能力を地域社会のために有効活用することを目的とし、公平性、透明性を確保しながら、職員の再就職を支援するために、各任命権者が設置した、次に掲げる要件を全て満たした上で、再就職のあっせん活動を行う組織（以下「再就職支援組織」という。）とする。

なお、各任命権者間の調整及び合意により、一つの再就職支援組織において、複数の任命権者の補助機関の職員を対象としてあっせん活動を行うことができる。

- (1) 職業安定法（昭和22年法律第141号）その他関係法令等を遵守するとともに、公平性、透明性を確保するための対策に取り組んでいること。
- (2) 補助機関全般にわたる職員を対象としていること。
- (3) 補助機関の各部署にわたる職員が複数関与し、合議により意思決定をしていること。
- (4) 職員に対し、再就職をあっせんすることを条件に、早期退職を求めていること。
- (5) 営利企業等に対し、再就職支援組織の側から職員の再就職を要求していないこと。

- (6) あっせん活動を行うにあたり、再就職者の給与、手当について、基準額の設定、昇給の禁止、退職金又はこれに類する手当の不支給等、一定の制限を課していること。
- (7) あっせん活動を行うにあたり、再就職の期間及び再度の再就職について、一定の制限を設定していること。
- (8) あっせん活動を行うにあたり、職員に対し利害関係企業等への再就職のあっせんを行うことができる場合を、県政運営上の必要等、相当の理由が存する場合に限っていること。

2 定義関係（規則第26条関係）

規則第26条第1項に規定する営利企業等のうち職員の職務に利害関係を有するものとして人事委員会が定めるものとは、営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）のうち、次に掲げる当該職員の携わる事務の区分に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等をいう。以下同じ。）をする事務
当該許認可等を受けて事業を行っている営利企業等、当該許認可等の申請をしている営利企業等及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである営利企業等
- (2) 補助金等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定により県が支出する補助金をいう。以下同じ。）を交付する事務
当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている営利企業等、当該補助金等の交付の申請をしている営利企業等及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである営利企業等
- (3) 立入検査、監査又は監察（法令の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。）をする事務
当該検査等を受けている営利企業等及び当該検査等を受けようとしていることが明らかである営利企業等（当該検査等の方針及び実施計画の作成に関する事務に携わる職員にあつては、当該検査等を受ける営利企業等）
- (4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。以下同じ。）をする事務
当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき営利企業等
- (5) 行政指導（行政手続法第2条第6号に規定する行政指導のうち、法令の規定に基づいてされるものをいう。以下同じ。）をする事務

当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている営利企業等

- (6) 売買、貸借、請負その他の契約（以下単に「契約」という。）に関する事務

当該契約（電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として規則第11条及び第1の1（1）で定めるものを受ける契約を除く。以下この号において同じ。）を締結している営利企業等、当該契約の申込みをしている営利企業等及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである営利企業等

- (7) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による司法警察職員としての職務として行う犯罪の捜査に関する事務

当該犯罪の捜査を受けている被疑者である営利企業等

3 職員による在職中の求職の規制の適用除外関係（規則第26条関係）

規則第26条第2項に規定する人事委員会の定める場合とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 職員に対し、利害関係企業等から一方的に再就職を求められた場合において、単にそれを受諾した場合
- (2) 所属において意思決定の権限を実質的に有せず、2に規定する事務について便宜を図ることが困難であると認められる、岡山県職員給与条例（昭和26年岡山県条例第18号）に規定する各給料表の適用を受ける職員で、それぞれ次に掲げるものが行う場合
 - ア 行政職給料表の適用を受ける職員 その等級が3級以下のもの
 - イ 公安職給料表の適用を受ける職員 その等級が5級以下のもの（警部補以下の階級にある者に限る。）
 - ウ 教育職給料表（一）の適用を受ける職員 その等級が2級以下のもの
 - エ 教育職給料表（二）の適用を受ける職員 その等級が2級以下のもの
 - オ 研究職給料表の適用を受ける職員 その等級が2級以下のもの
 - カ 医療職給料表（一）の適用を受ける職員 その等級が2級以下のもの
 - キ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員 その等級が4級以下のもの
 - ク 医療職給料表（三）の適用を受ける職員 その等級が4級以下のもの

4 在職中の職員の再就職の届出関係（規則第27条関係）

規則第27条第1項に規定する人事委員会の定めるところとは、次のとおりとする。

- (1) 職員は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合は、速やか

に様式第3号に所定の事項を記載し、任命権者に提出するものとする。

- (2) 届出は、再就職の約束をした日から概ね1週間以内に行うものとする。
- (3) 届け出た後に、届出事項に変更が生じた場合は、速やかに様式第4号に必要な事項を記載し、任命権者に提出するものとする。
- (4) 届け出た後に、約束の効力が失われた場合又は営利企業等の地位に就くことが見込まれないことになった場合は、速やかに、様式第5号に必要な事項を記載し、任命権者に提出するものとする。
- (5) 当該再就職が、再就職支援組織があっせんしたものであり、かつ、当該再就職支援組織から所属長に報告がなされることになっている場合は、職員から任命権者への届出をしなくてもよいこととする。
- (6) 規則第27条第2項に規定する、公務遂行上、必要と認められる措置とは、次のとおりとする。
 - ア 任命権者は、当該再就職先に関連すると思われる所属長に対し、当該職員の再就職について伝達すること。
 - イ 所属長は、当該職員について、当該再就職先の契約等に直接携わる職務に就かせないなどの配慮を行うこと。特に当該再就職先が利害関係企業等である場合は、当該職員の担当職務とすることを禁止する。
 - ウ 所属長は、当該職員が異動した場合は、異動先の所属長に対し当該再就職情報を伝達すること。この場合において、異動先の所属長は、上記ア、イの対応をとること。

5 人事委員会への報告関係（規則第28条関係）

- (1) 人事委員会が定める事項とは、再就職支援組織の活動状況（求職及び求人者の状況、あっせんの状況及びマッチングの成立状況、利害関係企業等へのあっせん状況及びその理由等）とする。
- (2) 人事委員会が定めるところは、年度単位でとりまとめ、翌年度中に報告することとする。

6 再就職状況の公表関係（規則第29条関係）

- (1) 公表の対象となる職員は、規則第22条に規定する職に就いている職員とする。
- (2) 公表する事項は、次に掲げる事項とする。

再就職者の氏名、離職時の年齢、離職時の職、離職年月日、再就職（予定）年月日、営利企業等の名称、営利企業等の業務内容、営利企業等における地位
- (3) 公表は、毎年8月1日を基準日としてとりまとめ、速やかに行うものとする。

る。

- (4) 公表は、ホームページへの掲載等、広く県民が閲覧可能な方法により実施するものとする。

7 管理職職員の再就職の届出関係（規則第23条及び第24条関係）

- (1) 規則第23条第3号に規定する人事委員会が定める額とは、営利企業以外の団体の地位に就き、事業に従事し、又は事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額に相当する金額の合計額とする。
- (2) 再就職者が任命権者に提出する、人事委員会が定める様式は、様式第6号のとおりとする。

(参考)届出様式

様式第1号

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

各任命権者 殿

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第6項第6号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実に相違ありません。

1 申請者

(ふりがな) ()		生年月日 (年齢)	
氏 名		年 月 日生 (歳)	
勤務先 (営利企業等) の名称		勤務先における地位 (役職)	
連絡先 TEL (- -)		FAX (- -)	
勤務先 (営利企業等) の業務内容			

2 離職時及び離職前の状況

離職日	年	月	日	離職時の職	
				在職期間	職務内容
離職前5年間(※)の在職状況等	所属・職等	自	年	月	日
		至	年	月	日
		自	年	月	日
		至	年	月	日
		自	年	月	日
		至	年	月	日
		自	年	月	日
		至	年	月	日
		自	年	月	日
		至	年	月	日
	自	年	月	日	
	至	年	月	日	

※ 申請者が地方公務員法第38条の2第4項又は第8項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先(営利企業等)との契約等の関係

在職していた行政機関等において自らが締結を決定した勤務先(営利企業等)又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先(営利企業等)又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる職員

氏名(ふりがな) ()	
所属	職
職務内容	

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

<input type="checkbox"/> 電気、ガス若しくは水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受け る契約に関する職務に関するもの
<input type="checkbox"/> その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの 職務内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
<input type="checkbox"/> 上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

--

7 その他参考事項

--

様式第2号

再就職者から依頼等を受けた場合の届出

年 月 日

岡山県人事委員会委員長 殿

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。
この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

(ふりがな) () 氏 名	生年月日 (年齢) 年 月 日生 (歳)
所 属	職

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) () 氏 名	要求又は依頼が行われた日時 年 月 日 時
再就職者が勤務する営利企業等の名称	営利企業等における再就職者の地位 (役職等)
離職時の所属	離職時の職

3 要求又は依頼の内容

--

様式第3号

在職中に再就職の約束をした場合の届出

(職員の退職管理に関する規則 (平成28年人事委員会規則第5号) 第27条第1項関係)

年 月 日

各 任 命 権 者 殿

住 所

氏 名

電話番号

職員の退職管理に関する規則 (平成28年人事委員会規則第5号) 第27条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名	
2 生 年 月 日	年 月 日
3 所 属 ・ 職	
4 再就職の約束をした日	年 月 日
5 離 職 予 定 日	年 月 日
6 再 就 職 予 定 日	年 月 日
7 再 就 職 先 の 名 称	
8 再 就 職 先 の 業 務 内 容	
9 再 就 職 先 に お け る 地 位	
10 再就職先の業務と現在の職員の業務との関連性	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
※関連性があると思われる場合はその旨を記載	

(記載上の注意)

□のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。



様式第4号

変更届出

(職員の退職管理に関する規則(平成28年人事委員会規則第5号)第27条第1項関係)

年 月 日

各 任 命 権 者 殿

住 所
氏 名
電 話 番 号

年 月 日付けの職員の退職管理に関する規則(平成28年人事委員会規則第5号)第27条第1項の規定による届出について、次のとおり変更があったので、届け出ます。

所 属 ・ 職	変 更 前	
	変 更 後	
離 職 予 定 日	変 更 前	
	変 更 後	
再 就 職 予 定 日	変 更 前	
	変 更 後	
再 就 職 先 の 名 称	変 更 前	
	変 更 後	
再 就 職 先 の 業 務 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
再 就 職 先 における 地位	変 更 前	
	変 更 後	

(記載上の注意)

再就職先の業務内容に変更がある場合は、変更後の再就職先の業務と現在の職員の業務との関連性の有無(関連性があると思われる場合はその旨)を記載すること

様式第5号

失効届出

(職員の退職管理に関する規則(平成28年人事委員会規則第5号)第27条第1項関係)

年 月 日

各 任 命 権 者 殿

住 所
氏 名
電 話 番 号

年 月 日付けの職員の退職管理に関する規則(平成28年人事委員会規則第5号)

の第27条第1項の規定による届出に係る 約束の効力が失われました
地位に就くことが見込まれないこととなりました
ので、届け出ます。

(記載上の注意)

在職中に当該失効届出を行う場合については、「約束の効力が失われました」と記載し、離職後に当該失効届出を行う場合については、「地位に就くことが見込まれないこととなりました」と記載すること。



様式第6号

管理職職員であった者が再就職した場合の届出
(職員の退職管理に関する条例(平成28年岡山県条例第6号)第3条関係)

年 月 日

各 任 命 権 者 殿

住 所

氏 名

電話番号

職員の退職管理に関する条例(平成28年岡山県条例第6号)第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 (ふりがな) 氏 名	
2 生 年 月 日	年 月 日
3 離 職 時 の 所 属 ・ 職	
4 離 職 日	年 月 日
5 再 就 職 日	年 月 日
6 再 就 職 先 の 名 称	
7 再 就 職 先 の 業 務 内 容	
8 再 就 職 先 における 地位	

(記載上の注意)

管理職職員であった者が、離職時に管理職職員以外の職員であった場合は、離職時の職と併せて括弧書で管理職職員としての最終の職を記入すること。